

平成十九年四月十三日受領
答弁第一五九号

内閣衆質一六六第一五九号

平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外務省顧問は、北城恪太郎氏、竹内行夫氏、林貞行氏、御手洗富士夫氏、柳井俊二氏及び山口信夫氏である。

二について

平成十九年四月九日現在、外務省顧問の一部について、外務省内に執務室が置かれている。

三及び四について

外務省顧問は、外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）第五十七条第二項の規定に基づき、外務省の所掌事務のうち重要な施策に参画することとされており、平成十九年四月九日現在、御指摘の顧問について個室の執務室が置かれている。当該執務室には、御指摘の職員は、配置されていない。

五について

御指摘の顧問は、外務省の所掌事務のうち重要な施策に随時参画しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

平成十九年四月九日現在、お尋ねのような者はいない。

七について

お尋ねについては、個人に関する情報であることから、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

八について

御指摘の顧問は、顧問就任以来平成十九年四月九日までに、お尋ねの出張は行っていない。

九について

外務省として、御指摘の顧問は、我が国の国益の増進という観点から、外務省の所掌事務のうち重要な施策に参画していると認識している。